



注1) 「監視等」とは、認定施設が要件を満たしていることを現地調査等により確認することをいい、6カ月に1回以上の頻度で行うが、認定から1年以上経過した施設にあっては、認定要件の遵守状況等を勘案した上で、加工施設においては1年に1回まで、保管施設においては2年に1回まで減することができる。(取扱要綱4-3)

注2) 通常「荷口確認」は輸出の都度行うが、直近3回の荷口確認において問題が認められなかった場合は、月1回まで減することができる。(取扱要綱4-2(2))

注3) 梱包された冷凍品のEU等向け輸出水産食品を、梱包を解かずに保管のみを行う施設又は米国向け輸出水産食品取扱認定施設が認定品目と同一品目のみを申請する場合は、スクリーニング機関による書類審査及び現地調査は不要。(取扱要綱4-1(1)イ)